

平成27年

第1回市議会定例会 報告第3号

専決処分の報告について

市が支払督促の申立てを行った奨学金返還請求事件について、債務者から督促異議の申立てがあったことから、別紙調書のとおり2件の訴えの提起および被告との和解を地方自治法第180条第1項の規定により専決したので報告する。

平成27年2月26日提出

函館市長 工藤 壽 樹

1 訴えの提起に関する調書

番号	住所 氏名	請求額 申立費用	支払督促申立日 (注1)	督促異議 の申立日	訴えの提起の 専決処分の日
1	***** ***** (債務者)	50,400 円	平成 26 年 11 月 5 日	平成 26 年 11 月 20 日	平成 26 年 12 月 3 日
2	***** ***** (連帯保証人)	3,546 円	平成 26 年 11 月 5 日	平成 26 年 11 月 20 日	平成 26 年 12 月 3 日

※注1 民事訴訟法第395条の規定により、支払督促に督促異議の申立てがあった場合、支払督促の申立ての日に訴えの提起があったものとみなされることとなる。

2 和解に関する調書

番号	住所 氏名	和解額	支払方法	和解の 専決処分の日
1	***** ***** (連帯保証人)	302,400 円 (注2)	1 被告は、原告に対し、次のとおり分割して、毎月6日限り、原告方に持参又は送金して支払う。 (1) 平成27年5月から平成29年10月まで10,000円ずつ (2) 平成29年11月に2,400円 2 被告が、前項の分割金の支払いを2回以上怠り、かつ、その額が2万円に達したときは、当然に期限の利益を失い、被告は、原告に対し、302,400円から既払額を控除した残金を直ちに支払う。	平成 27 年 1 月 20 日

※注2 市が債務者に貸与した奨学金504,000円の貸付残金302,400円のうち、返還期到来分の50,400円について、支払督促の申立をしたところ、返還期未到来分252,000円を含む貸付残金302,400円について、和解が成立したものである。